

広域的取引の環境整備に関する 検討開始要件適否の状況について

2016年6月24日
広域系統整備委員会事務局

要件適否の状況について

①連系線について(送配電等業務指針第33条第1項第2号ア～エ)

- 連系線の利用実績(2015年4月～2016年3月)、年間計画※(2016年3月～2017年3月)、長期計画※(2017～2024年度)、および市場取引状況(2015年4月～2016年3月)から、**計画策定プロセスの検討開始要件に適合した連系線は下表のとおり。**
- 今回、要件に適合した連系線については、**第4回委員会で進め方を議論済であり、新たに計画プロセス開始の対象となる連系線はない。**

要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件				対応状況 (第4回委員会で議論済)
	ア 連系線の 利用実績	イ 連系線の 年間計画※	ウ 連系線の 長期計画※	エ 市場取引 状況	
北海道本州間連系設備	○	○	○		・計画策定プロセスは一旦終了済 ・設備増強予定 (平成31年目途:60万kW⇒90万kW)
東北東京間連系線		○	○		・計画策定プロセス開始済 (電気供給事業者からの提起) ・上記プロセスにおいて検討を継続
東京中部間連系設備	○	○	○	○	・計画策定プロセスは一旦終了済 (安定供給確保を目的として現在検討している計画策定プロセスについては継続) ・設備増強予定 (平成32年度目途:120万kW⇒210万kW)
中国九州間連系線		○	○		・広域系統長期方針の検討状況も踏まえて 今後決定

※「イ 連系線の年間計画」、「ウ 連系線の長期計画」における開始要件の適合確認について、開発が遅延した連系線管理に関する一部機能については段階的に運用を開始しており、現時点において年間計画、長期計画の連系線空容量が公表されていないことから、今回は第10回広域系統整備委員会で報告した内容を再掲しております。

＜参考＞連系線に係る計画策定プロセスの検討開始要件とは

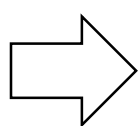
(送配電等業務指針第33条第1項第2号 ア～エ)

検討項目	適合要件
ア 連系線の利用実績	連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)
イ 連系線の年間計画	連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。
ウ 連系線の長期計画	連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合。
エ 市場取引状況	卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。 ^{※1}

※1 「市場分断処理」とは、約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。

②地内基幹送電線の制約による出力制限の実績(送配電等業務指針 第33条第1項2号 才)

年間最大・最少需要発生時の地内基幹送電線の空容量実績が運用容量の5%以下となった場合又は電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている申出があった場合に、発電に恒常的な制限が発生している事実が確認されたとき。



- 一般電気事業者送配電部門より2015年度の実績データを収集
- 電気供給事業者に対して発電設備の出力制限に関する情報提供を依頼

以上を実施した結果、指針第33条に該当する地内基幹送電線の制約による出力制限の実績はなし。

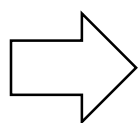
<参考> 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績に関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

(送配電等業務指針第33条第1項第2号 才)

検討項目	適合要件
才 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績	一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき。

③電気供給事業者の増強ニーズについて(送配電等業務指針 第33条第1項2号 力)

過去の計画策定プロセスで増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。



過去の計画策定プロセスで増強に至らなかったものがないため、現段階では対象外。

今後、対象となる実績が出た場合に、本指標の整理が必要となる。

<参考> 電気供給事業者の増強ニーズに関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

(送配電等業務指針第33条第1項第2号 力)

検討項目	適合要件
力 電気供給事業者の増強ニーズ	複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。

○計画策定プロセスの広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件適否の状況について定期的に報告することが、業務規程、送配電等業務指針に規定されている。

業務規程

「計画策定プロセス」は、以下により開始する。

- 一 **広域機関の発議**
- 二 電気供給事業者の提起
- 三 国の審議会等からの要請

「**広域機関の発議**」は、以下の観点から、送配電等業務指針で定める検討開始要件により判断する。

- ア 安定供給 : 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ **広域的取引の環境整備** : 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系システムの混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

送配電等業務指針

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件は以下のとおり。

- ア 連系線の利用実績
- イ 連系線の年間計画
- ウ 連系線の長期計画
- エ 市場取引状況
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合

要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

四半期に1回

年1回

本日ご報告

